

「(仮称)石川県における水資源の供給源としての 森林の保全に関する条例(案)」(骨子)

●目的等

水資源の供給源としての森林の保全に関し、県、県民及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、森林の土地の所有権等の移転等について事前届出制度を設けること等により、森林の有する水源涵養機能の維持に寄与する。

●水資源を保全するための関係者の責務等

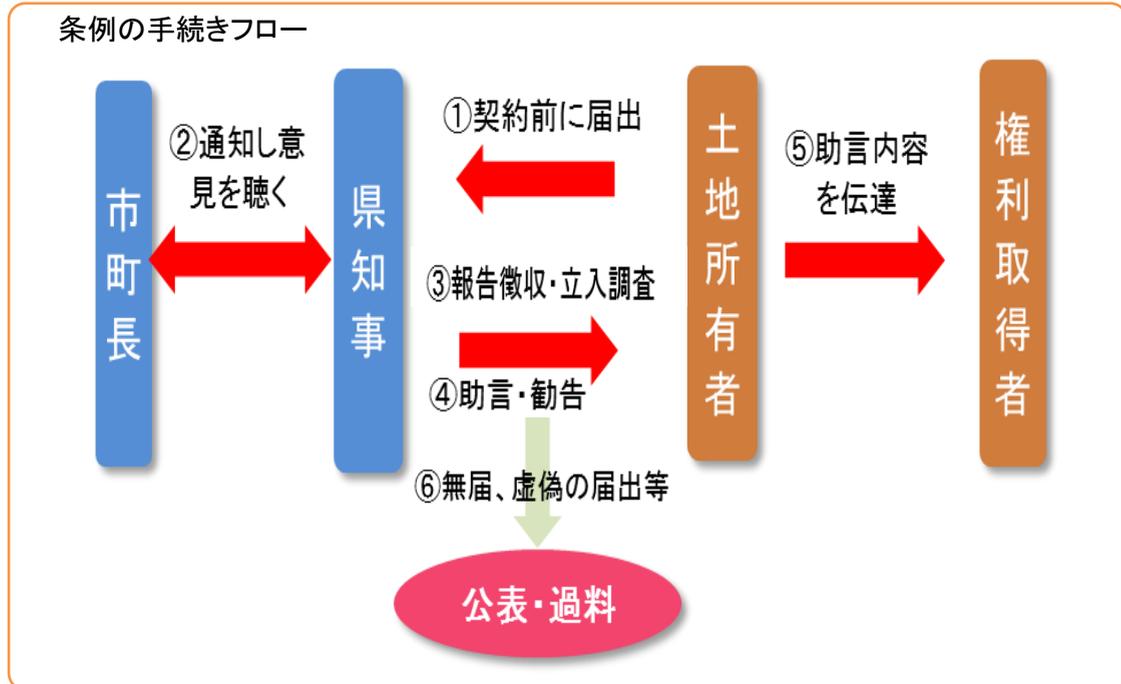
県の責務	土地所有者等の責務	県民の責務	市町との連携等
森林の保全に関する施策を効果的に実施	森林の適正な管理経営により、水源涵養機能を維持増進	森林の保全に対する理解等や県の施策への協力	県は市町と連携協力するとともに、必要があると認めるときは協力を要請

●所有権等の移転等の事前届出制度の設置

対 象：公有林等を除く全ての民有林

届 出 者：森林の土地の権利譲渡者（売買であれば売主）（県知事あて）

届出時期：契約締結日の30日前まで



(注)届出の必要な契約

- 所有権の移転を目的とするもの → 売買、贈与、交換、代物弁済、現物出資等
- 使用・収益を目的とする権利の設定・移転 → 地上権、地役権、賃借権等
- 上記1、2の権利の取得を目的とする権利の設定・移転
→ 予約完結権、買戻権、信託受益権、第三者のためにする契約等

※予約を含む契約で有償・無償を問わない。